



ほけんだより

No.3

令和5年4月28日 磯辺小 保健室

【 5月 保健行事 】

1日(月)	聴力検査	5年
2日(火)	聴力検査	3年
8日(月)	聴力検査	2年
9日(火)	聴力検査	1年
10日(水)	聴力検査	ひまわり
11日(木)	歯科健診	1年1組・4年
15日(月)	心電図検査(植田小)	未実施者
25日(木)	内科健診	1・6年・ひまわり
	歯科健診	1年2組・1年3組
6月15日(木)	歯科健診	1年4組・2年

寒暖差の激しい日が続いており、保健室にも「喉が痛い」「咳が出る」という風邪症状を訴えて来室する子が増えています。上着を着るなどして衣服で調節できるようにしましょう。5月から体育発表会の練習が本格的に始まります。「早寝・早起き・朝ごはん」で体調をしっかりと整えましょう。熱中症も心配されます。水分補給をしっかりとしながら取り組めるよう心がけましょう。

管理下のケガ
で受診!

保護者の方へ・・・

スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

✦申請は担任へ 申し出てください。

スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、主に学校の管理下において児童の災害（負傷・疾病・障害・死亡）が発生し、医療機関での処置を受けた場合、それに対して医療費などが4割（3割保険分+1割見舞金）支給されるシステムです。スポーツ振興センターの掛金は、1年契約で920円ですが、豊橋市が460円を負担しますので、児童1人につき460円を5月の集金で徴収させていただきます。

(※加入に同意されても、掛金が支払われない場合は契約できません。ご注意ください。)

【質問】小・中学生は、病院窓口での自己負担はないです。それでも、スポーツ振興センターに申請した方がいいのですか？

【回答】加入すると、療養費に要する費用の1割が保護者に支給されます。

【質問】スポーツ振興センターは4割支給なのに、保護者への支給は1割なのですか？

豊橋市の小学生の医療費助成制度(※)利用分(3割)は、市で公費負担していますので、豊橋市に返納します。そのため、実際に各保護者へ支給されるのは、療養費に要する費用の1割のみとなります。「医療用装具」については、4割支給になります。

※『医療費助成制度』とは…「こども医療費助成制度」「障害者医療費助成制度」「母子・父子医療費助成制度」など

- ◎給付対象となる活動例
- 登下校中（決められた通学路、通学方法に限られる）
- 授業中、休み時間
- 野外活動や修学旅行などの学校行事中

